

各 位

会 社 名 株式会社セルシード
 代表者氏名 代表取締役社長 橋本 せつ子
 (コード番号 : 7776)
 問合せ先 最高財務責任者兼管理部門長 小野寺 純
 電話番号 03-6380-7490

**第三者割当により発行される第 16 回新株予約権(行使価額修正条項付き)の発行及び
 新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 2 月 17 日の取締役会決議に代わる書面決議により、Evolution Biotech Fund を割当予定先とする第 16 回新株予約権(以下「本新株予約権」という)の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー※。以下「本契約」という)を Evolution Biotech Fund との間で締結すること(以下本新株予約権発行と本契約締結を総称して「本件」という)を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。本資金調達は、再生医療支援事業関連仕入、運転資金及び細胞培養施設運営資金、台湾での開発支援体制整備費用を確保することが目的であります。

1. 募集の概要

<新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	平成 29 年 3 月 6 日
(2) 新株予約権の総数	2,200,000 個
(3) 発 行 価 額	総額 6,600,000 円(第 16 回新株予約権 1 個当たり 3 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,200,000 株(新株予約権 1 個につき 1 株)
(5) 資金調達の額	1,116,000,000 円(注)
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 : 510 円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という)であって、以下に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下「価格算定期間」という)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下「基準行使価額」という)(但し、当該金額が下記 3. (1)②記載の下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場

	合 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合） (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず。）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	Evolution Biotech Fundに対する第三者割当ての方法による。
(8) その他	当社は、Evolution Biotech Fundとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、Evolution Biotech Fundが本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する本契約を締結します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（当初行使価額にて算定）を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(2,200,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として291価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日翌日以降、原則として146価格算定日以内に、1,100,000株相当分以上の本新株予約権の行使をする(前半コミット)ことを約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

	第16回新株予約権
発行数	2,200,000個
発行価額の総額	6,600,000円
行使価額の総額	1,122,000,000円
期間	原則14.5ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で58回(予定) (5価格算定日毎に修正、計58回)
行使価額	VWAPの90%
全部コミット	291価格算定日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
前半コミット	146価格算定日以内における本新株予約権の発行数の50%以上の行使を原則コミット
下限行使価額	283円 (価格決定日終値の50%、端数切上げ)

(注) 本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治癒できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。

当社は、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療製品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社では、食道再生上皮シート、軟骨再生シートなど複数の細胞シート再生医療製品パイプラインを有しております。2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。

当社は、中長期的な目標として「細胞シート再生医療事業において、日本を細胞シート再生医療開発最優先拠点と位置付け、当社細胞シート再生医療製品の早期事業化を推進し、日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインを当社海外ネットワークを活用しつつ海外に事業展開を推進していくこと」及び「再生医療支援事業において、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充し、更なる収益機会の獲得を目指すこと」を目指しております。

再生医療支援事業では、温度応答性細胞培養器材を中心とした器材販売活動を推進いたしました。また更なる器材事業拡充を目指し、新規器材の研究開発に取り組みました。平成28年3月には、テルモ株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長新宅 祐太郎、以下「テルモ」という。）との細胞培養器材に関する取引基本契約を締結しました。当社は、テルモが再生医療等製品に係る保険適用決定を受けた「ハートシート」に含まれる当社製品（温度応答性細胞培養器材）について、当社市販製品（研究開発用途に限定）とは異なる、テルモの定めた特別仕様製品を安定的に提供いたします。

細胞シート再生医療事業では、優先的に自社開発を推進する細胞シート再生医療パイプラインとして食道再生上皮シート及び軟骨再生シートを設定し、日本での当社細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目指し研究開発を推進しております。

食道再生上皮シートについては、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院並びに東京女子医科大学病院にて平成28年8月より治験を開始いたしました。軟骨再生シートパイプラインでは共同研究先である東海大学医学部と引き続き開発を推進いたしました。また細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、細胞培養施設（CPC）を設置するなど、当社細胞シート再生医療事業第1号製品の早期事業化実現へむけた活動を進めて参りました。

軟骨再生シートについては、共同研究先である東海大学整形外科学（佐藤正人教授）において平成26年12月までに自己細胞を用いた軟骨細胞シートによる関節軟骨の再生医療の臨床研究が終了しております。また同じく東海大学において自己細胞だけではなく、同種細胞（患者自身以外の他人由来の細胞）を用いた治療についても平成29年2月より高齢者に多い変形性膝関節症の治療に使う臨床研究が始まります。上記の通り、軟骨再生シートは他の細胞シート再生医療研究に先んじて同種細胞での臨床研究入りを果たすなど、将来の臨床現場への普及等での優位性を有するパイプラインであり、対象疾患についても、変形性膝関節症で常に混在する軟骨の部分損傷と全層欠損の両方に効果が期待出来ることを前臨床研究で確認できた世界で唯一の治療法であるため、対象患者数が多い変形性膝関節症の治療にまで踏み込める可能性を有していることから、優先的に開発を推進するパイプラインの一つとして選定し、その活動を進めております。

上述のような開発状況の中、今般台湾の店頭公開（Taipei Exchange）企業であるMetaTech社より、細胞シート再生医療事業（食道再生上皮シート及び軟骨再生シート）を台湾で事業化すべく検討を進めたい旨の意

向を頂きました。当社といたしましても、台湾への細胞シート再生医療事業の導出は、当社が中期経営計画の概要に定めた、「日本で開発した細胞シート再生医療パイプラインを、世界へ向けて事業展開を推進していく」という方向性に合致するものと考え、平成 28 年 12 月に第 1 段階として MetaTech 社が台湾での細胞シート再生医療事業の開発計画策定をする為に必要となる情報パッケージの提供を当社が行う旨を定めた契約を締結いたしました。当社は平成 29 年 3 月頃までに MetaTech 社と台湾における細胞シート再生医療事業の導出に関する事業提携契約を締結することを前提に協議を進めております。当社は当該事業提携契約が締結された際には、当社がこれまでに開発してきた細胞シート再生医療に関する知見・ノウハウを MetaTech 社に技術開示、開発・生産・販売サポートを実施し、今後 MetaTech 社が台湾での細胞シート再生医療製品の開発を進めて参ります。また当社は台湾での MetaTech 社の開発進捗に連動してマイルストーン収入等を受領することを想定しております。

また、再生医療における細胞の培養には、細胞培養施設（CPC : Cell Processing Center）というバイオクリーンルーム設備が必要となります。当該施設は平成 26 年 11 月施行の「再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」に準拠した設備運営を実施する必要があります。現在日本には、上記省令に準拠し得る候補細胞培養施設が少数しか存在しない上、細胞シートの培養に適した施設はさらに限られた状況です。こういった環境の中、当社は自社開発を優先する食道再生上皮シート、及び軟骨再生シートをはじめとする細胞シート製造を安定的かつ迅速に推進することを目的として、新たに細胞培養施設を設置いたしました。今後、新設した細胞培養施設において自社開発を優先する細胞シート再生医療パイプラインの細胞シート製造稼働状況を鑑みて細胞シートの受託加工についても検討を進めて参ります。

上述のような状況の中、当社は平成 27 年 8 月に再生医療支援事業関連仕入、運転資金及び自社細胞培養施設の準備・運営資金を調達する事を目的として、第 13 回新株予約権を発行いたしました。発行後、一部の第 13 回新株予約権が行使されました。現時点において必要資金の全額を確保するには至っておらず、細胞シート再生医療事業の事業化に向けた細胞培養施設及びそれを支える組織を運営していくには引き続き相応の先行投資資金が必要となっております。しかしながら、現在の株価状況を鑑みると当該新株予約権の今後の行使の蓋然性は必ずしも高くない状況です。さらに、新たに台湾における細胞シート再生医療事業に関する事業提携が締結された際には、台湾で MetaTech 社が事業を推進していくため当社からの技術開示、開発・生産サポート体制の整備に係る先行投資が必要であり、当該必要資金を調達することが経営上重要な課題となっております。かかる状況の中、当社は当該必要資金をより確実に調達するために、本新株予約権の発行を決議いたしました。また本日同時に、残存する第 13 回新株予約権の取得及び消却を決議しております。詳細につきましては、当社の本日付プレスリリース「第 13 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は Evolution Biotech Fund との間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その 291 価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。 291 という日数は、58 価格算定期間に 1 取引日分の行使可能日を加えたものであり、この期間数は割当先が行使した株式を売却する

際に市場価格に出来るだけ影響を与えないよう、段階的な行使・売却に必要となる日数を勘案して、割当先との協議のもと決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その146価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)に、1,100,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。146という日数は、29価格算定期間(全部コミット期間における価格算定期間数の半数)に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、この期間数は割当先が行使した株式を売却する際に市場価格に出来るだけ影響を与えないよう、段階的な行使・売却に必要となる日数を勘案して、割当先との協議のもと決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成30年5月14日(本新株予約権の発行日の翌日の291価格算定日目の日)であり、前半コミット期限は平成29年10月5日(本新株予約権の発行日の翌日の146価格算定日目の日)となりますが、これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計12回(60価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計6回(30価格算定日)を上限とします。)。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が6回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が12回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行日翌日以降、発行日翌日(当日を含む。)から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義します。)を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「下限行使価額」は283円としますが、当該下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と同社間で協議の上決定したものであります。

下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

③ 買取条項

当社は、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が

12回を超えて発生した場合、当該事象が発生した日以降いつでも、割当予定先に対して、2週間以上の事前の通知を行うことにより、本新株予約権の全部又は一部をその払込金額と同額で買い取ることができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、当社資金ニーズを、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから総合的な判断により、本資金調達手法を採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 短期間における確実な資金調達
本新株予約権(対象となる普通株式2,200,000株)は、原則として平成30年5月14日までに全部行使(全部コミット)されます。
- ② 時期に応じた資金調達
全部コミットに加え、原則として平成29年10月5日までに、本新株予約権の50%(対象となる普通株式1,100,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによる、より早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。
- ③ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,200,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。
- ④ 株価上昇時の調達額増額
株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。
- ⑤ 株価上昇時の行使促進効果
今回本新株予約権の行使により発行を予定している2,200,000株について、行使期間中に株価が行使価額を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達は出来ない
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。
- ③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。当社は当影響について重要視している為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である既存投資家の参加率が不透明であることから、当社必要資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である既存投資家の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 払込金額の総額	1,128,600 千円
本新株予約権の払込金額の総額	6,600 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,122,000 千円
② 発行諸費用の概算額	12,600 千円
③ 差引手取概算額	1,116,000 千円

(注) 1. 発行諸費用の内訳は、新株予約権評価・弁護士費用・届出書データ作成料 3,400 千円、法務局登記費用 8,750 千円、その他諸費用(登記申請・信用調査費用等) 450 千円です。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 細胞培養施設運営資金	366	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 9 月
② 台湾での開発支援体制整備費用	100	平成 29 年 4 月 ～平成 31 年 12 月
③ 再生医療支援事業関連仕入	150	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 6 月
④ 運転資金	500	平成 29 年 4 月 ～平成 30 年 5 月

① 細胞培養施設運営資金の主な内訳

細胞培養施設運営維持(家賃・水光熱費・消耗品費等)費用 256 百万円、施設運営人員等人件費に 110 百万円

② 台湾での開発支援体制整備費用の主な内訳

技術開示準備にかかる人件費 30 百万円、開発・生産サポートにかかる人件費等に 70 百万円

③ 再生医療支援事業関連仕入の主な内訳

温度応答性細胞培養器材等の製造委託製品仕入 85 百万円、セルズスコープ(細胞シートの評価装置)・サーモプレート(細胞シートの温度制御板)などの商品仕入等に 65 百万円

④ 運転資金の主な内訳

一般管理等人件費(管理部門人員等) 185 百万円、本社機能運営費用(本社家賃・水光熱費・上場維持関連費用)等に 195 百万円、販売費・事務消耗品費等に 120 百万円

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して 20 取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が 12 回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。資金使途を充当する優先順位としては、上記<本新株予約権発行による調達資金>表中の「具体的な使途」に記載の順に充当予定としておりますが、本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、上記の調達資金の充当内容は、実際の差

引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する場合があります。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達に困難になった場合は、①手許資金の活用（手許資金について従来想定していた資金用途の変更を含む）、②提携先との共同研究開発等による研究開発費用の分担、③公的補助金・助成金の獲得、④研究開発対象の絞り込み、⑤その他エクイティ・ファイナンスを含めた金融的手法、またその他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

以上の施策を目的として、当社は平成29年2月17日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した使途に本資金調達を通じて充当することにより、当社の細胞シート再生医療及び再生医療支援事業における研究開発を進捗させ、自己資本拡充並びに事業運営の基盤となる安定運転資金及び研究開発資金を確保することにより中長期的な企業価値の向上を図る方針であり、かかる資金用途は合理的であると判断しております。従いまして、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先が新株予約権を行使する際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ2.72円～2.74円を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を3円とし、本新株予約権の行使価格は当初、行使価格の修正における計算方法に準じて、平成29年2月16日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し10%下回る額としました。

本新株予約権の発行価格の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価格は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価格、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数2,200,000株(議決権数22,000個)は、平成28年12月31日現在の当社発行済株式総数9,214,419株及び議決権数92,103個を分母とする希薄化率は23.9%(議決権ベースの希薄化率は23.9%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本資金調達を通じて研究開発体制を一層充実させることにより、自社パイプラインの事業化段階をより確実に前進させ、細胞シート再生医療製品の事業化をより早期に実現すること、及び、細胞シート再生医療製品の周辺機器開発を拡充することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は28,324株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数2,200,000株を、割当予定先の全部コミット期間である291価格算定日で行使売却するとした場合の1価格算定日当たりの株数は7,560株(直近平均6ヶ月平均出来高の26.7%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	Evolution Biotech Fund (エボリューション バイオテック ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2015年(平成27年)6月22日	
⑥	出 資 の 総 額	純資産: 64,441,125米ドル(平成29年1月31日時点、払込資本金 50,000米ドルを含む)	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	100%EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社であり、割当予定先の株主であります。)	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年1月31日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先である Evolution Biotech Fund の代表であるマイケル・ラーチ氏と平成29年1月11日に直接面談した際、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 により紹介された Evolution Biotech Fund 及びその100%出資者である EVO FUND と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社

会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都新宿区西新宿 4-32-13 代表取締役 中村 勝彦)に割当予定先である Evolution Biotech Fund 及びその 100%出資者である EVO FUND、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Biotech Fund、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2)割当予定先を選定した理由

当社は、当該必要資金の機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成 28 年 6 月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山 昌司、ダニエル・シャイアマン)の紹介を受け、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け 5 件の実績を有する Evolution Biotech Fund の紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討し、ほぼ同時期に複数の証券会社から受けた行使価額修正条項付き新株予約権についての提案と比較・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、Evolution Biotech Fund についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、バイオテクノロジー関連企業への投資実績を 5 件有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及び Evolution Biotech Fund を割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、主としてバイオテクノロジー関連企業への投資を目的として平成 27 年 6 月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社リプロセル(平成 27 年 8 月発行、同年 12 月行使完了)、株式会社メドレックス(平成 27 年 12 月発行、平成 28 年 4 月行使完了)、株式会社 UMN ファーマ(1 回目:平成 28 年 6 月発行、平成 28 年 9 月行使完了、2 回目:平成 28 年 12 月発行、現在行使期間中)、株式会社アイロムグループ(平成 28 年 10 月発行、11 月行使完了)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、それぞれ割当てられた予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先の 100%出資者である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 有光素生)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の 100%子会社である EVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services(Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、Evolution Biotech Fund に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるEvolution Biotech Fundは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、本契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、Evolution Biotech Fundが平成29年1月31日時点において64,441,125米ドル(円換算約7,334百万円、1ドル=113.81円(平成29年1月31日時点中値))の預金残高を有していることを金融機関の残高報告書コピーにより確認しており、当該預金残高は全て自己資金である旨の報告を口頭で受けております。よって、直近の預金残高が払込み及び現時点で想定される行使に必要となる金額の総額を十分に超過している状態であることから、当社は割当予定先が払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

8. 大株主及び持株比率

株主名	持株比率 (%)
小野 一成	4.99
大日本印刷株式会社	1.59
岡野 光夫	1.49
株式会社SBI証券	1.47
GMOクリック証券株式会社	1.26
小池 克昌	1.21
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	1.19
長谷川 幸雄	0.82
楽天証券株式会社	0.74
桑田 武志	0.71

(注) 1. 割当前の「持株比率」は、平成28年12月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

9. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行による当期（平成 29 年 12 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高（百万円）	86	193	100
営業利益（百万円）	△601	△568	△1,413
経常利益（百万円）	△577	△531	△1,415
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	△582	△535	△1,414
1株当たり当期純利益（円）	△67.49	△61.56	△154.94
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	324.80	267.73	124.56

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 28 年 12 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,214,419 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,470,000 株	15.9%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期
始 値	1,855 円	1,028 円	679 円
高 値	2,400 円	1,080 円	842 円
安 値	804 円	515 円	502 円
終 値	1,027 円	672 円	536 円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月
始 値	554 円	555 円	600 円	580 円	557 円	550 円
高 値	569 円	599 円	625 円	587 円	560 円	617 円
安 値	530 円	545 円	562 円	502 円	510 円	535 円
終 値	552 円	581 円	580 円	554 円	536 円	559 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年2月16日
始 値	569 円
高 値	572 円
安 値	565 円
終 値	566 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当日	平成26年3月20日
発行価額の総額	500,000,000円
各社債の金額	25,000,000円の1種
募集時における発行済株式数	8,674,419株
当該募集による潜在株式数	386,398株
募集後における発行済株式数	9,060,817株
割当先	ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
現時点における転換状況	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の全部を平成26年7月2日付で繰り上げ償還しました。また転換実績はございません。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成26年10月から平成27年9月における研究開発資金に500,000,000円を充当いたします。
現時点における充当状況	該当事項はございません。

・第三者割当による第12回新株予約権

割当日	平成26年3月20日
資金調達額	2,286,768,000円
発行価額	新株予約権1個につき26,500円
募集時における発行済株式数	8,674,419株
当該募集による潜在株式数	1,760,000株
募集後における発行済株式数	10,434,419株
割当先	ウィズ・ヘルスケア PE1号投資事業有限責任組合に対する第三者割当方式
現時点における行使状況	第12回新株予約権の全部を平成26年7月2日付で取得のうえ消却しました。また行使実績はございません。
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成27年1月から平成28年12月における運転資金に500,000,000円、平成26年10月から平成29年12月における研究開発資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	該当事項はございません。

・ 第三者割当による第 13 回新株予約権

割当日	平成 27 年 8 月 31 日
調達資金の額	1, 401, 680, 000 円
発行価額	総額 6, 400, 000 円 (新株予約権 1 個あたり 3, 200 円)
新株予約権の総数	2, 000 個
当初行使価額	1 株当たり 705 円
割当時における発行済株式数	8, 674, 419 株
当該割当による潜在株式数	33, 000 株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
現時点における行使状況	行使済株式数 530, 000 株 (残高 1, 470, 000 株)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成 28 年 3 月から平成 29 年 8 月における再生医療支援事業関連仕入に 280, 000, 000 円、平成 28 年 3 月から平成 29 年 9 月における運転資金に 495, 000, 000 円、平成 27 年 12 月から平成 29 年 12 月における細胞培養施設の準備・運営資金に残額を充当いたします。
現時点における充当状況	本日までに当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は 373, 650, 000 円となっており、平成 28 年 12 月期における細胞培養施設の準備資金に 356, 814, 000 円、平成 28 年 12 月期における再生医療支援事業関連仕入に残額を充当しております。なお、本日別途公表の「第 13 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の通り、平成 29 年 2 月 17 日において、同日時点で残存する全ての第 13 回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却する予定です。

12. 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セルシード第 16 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 6,600,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 3 月 6 日
4. 割当日および払込期日 平成 29 年 3 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Evolution Biotech Fund に割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 2,200,000 株(本新株予約権 1 個あたり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,200,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 1 個当たり金 3 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、510 円とする(以下、「当初行使価額」という。))。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日翌日以降、割当日翌日(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、第 22 項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(初回の修正については割当日翌日)(当日を含む。)から起算して 5 価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ 5 連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日においてそれぞれ取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切上げた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 「下限行使価額」は、当初 283 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以

下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行 普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までには本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価

額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成29年3月7日(当日を含む。)から平成30年8月7日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第22項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20取引日を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第12項に定める行使請求期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求に必要な事項の通知を

し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める
払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が
全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に
必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の
行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関におけ
る振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店

21. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモ
ンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 3 円とした。さら
に、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 市場混乱事由

- (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合
- (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約
定が全くない場合)
- (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終
了した場合(取引所における当社株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否か
にかかわらないものとする。)

23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同
法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定め
る株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

24. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当
社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。